

(表 面)

<p style="text-align: center;">高齢者の医療の確保に関する法律(抄)</p> <p>(報告の徴収等)</p> <p>第二百五十二条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、支払基金又は第四十条の規定による委託を受けた者(以下「受託者」という。)について、高齢者医療制度関係業務に関し必要があると認めるときは、その業務又は財産の状況に関する報告を徴し、又は当該職員に実地にその状況を検査させることができる。ただし、受託者に対しては、当該受託業務の範囲内に限る。</p> <p>2 第六十一条第三項の規定は前項の規定による検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について、準用する。</p> <p>3 (省略)</p> <p>第六十八条 (省略)</p> <p>2 支払基金又は受託者の役員又は職員が、第二百五十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p style="text-align: center;">退職者医療検査証</p> <p style="text-align: center;">(法附則第十九条関係)</p> <div data-bbox="1489 694 1646 901" style="border: 1px solid black; text-align: center; width: 60px; margin: 20px auto;">写 真</div> <p>官職又は職名</p> <p>氏 名</p> <p style="text-align: right;">(年 月 日生)</p>
---	---

(裏 面)

第 号

令和 年 月 日交付

厚生労働大
臣又は都道
府県知事印

国民健康保険法(抄)

(支払基金の退職者医療関係業務に関する高齢者の医療の確保に関する法律の準用)

第十九条 高齢者の医療の確保に関する法律第百四十条から第五十二条まで、第百五十四条、第百六十八条及び第百七十条第一項の規定は、支払基金の退職者医療関係業務に関して準用する。この場合において、必要な技術的読替えは政令で定める。

備考 この用紙はA列7番とし厚紙を用い、中央の点線の所で二つ折りすること。